

交付金省令の改正概要

1. 省令の一部を改正する理由

今般、情報通信審議会「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」答申（平成 30 年 10 月 16 日）において、引き続き東西均一接続料を維持することとし、3 年後に改めて維持について検討することが適当である旨答申されたことを踏まえ、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成 15 年総務省令第 119 号。以下「交付金省令」という。）第 2 条の期間を 3 年間延長することとする。

2. 改正の内容

交付金省令の適用期間を平成 34 年 3 月 31 日まで延長するもの及びその他必要な規定の整理を行うもの。

3. 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

※ ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。